平成26年

第2回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成26年第2回教育委員会定例会会議録

平成26年2月19日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴	木	清	子	委 員	委員長
尾	形		威	委 員	委員長職務代理者
芳	賀		淳	委 員	
横	Ш	敏	男	委 員	
藤	﨑	雄	三	委 員	
津	村	正	純	委 員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢 古 勝 紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤 松 郁 夫
教育総務課長	青 木 重 樹
副参事(教育施設担当)	下遠野 茂
学務課長	水 井 靖
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	菅 野 哲 郎
副参事	長 塚 琢 磨
学校職員担当課長	室 内 正 男
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	星 光 吉
スポーツ推進担当課長(副参事(国体担	梅崎修二
当)兼務)	1世 响 16 <u> </u>
大田図書館長	山 本 成 俊

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3条により、第2回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

ただいまから、平成26年第2回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様に傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入室)

○委員長

次に、会議録署名委員に芳賀委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から説明を求める。

○教育長

教育研究推進校などの研究発表について御報告をさせていただく。

清水窪小学校の研究中間発表会には、教育委員の皆様も大勢おいでいただいており、具体例として、少し中身にも踏み込みながら御報告をさせていただきたいと思っている。配布している資料を御覧いただきながらお聞きいただきたい。

まず、教育研究推進校をはじめとした教育研究推進の目的についてである。大田区の例では、教育委員会及び区立学校が、教育委員会の教育目標及び教育施策を達成するため当面する教育課題を積極的に解決するよう、実践的研究や活動を奨励し、学校教育の推進・充実を図るというものである。

例えば学習指導要領の改訂が、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から完全実施されており、各校でそれに基づいた授業を実施している。しかし、教育研究推進校で、研究主題として取り上げることで授業内容を創意工夫し、またその成果を発表することで大田区全体の教育の質の向上を図ることを目的としている。

次に、その種類であるが、ここでは学校内部での教育研究などは除かせていただく。

まず、区が指定するものがある。一つ目は教育研究推進校。これは2年間研究期間を設定するもので、毎年10校ずつ1年次10校、2年次10校ということになっている。

もう1つはおおたサイエンススクール。これは東工大との連携のもとで、大田区の理科教育を推進する拠点校という位置付けであるが、お手元の資料にはおおたサイエンススクールが掲げられている。これについては、清水窪小学校を平成23年度から平成27年度までの5年間指定している。

それから人権教育協力校で、平成25年度は3校ある。

次に、都が指定しているものがあり、平成25年度については8校ある。

それから、国が指定しているものがある。これもいろいろな種類があるが、現状、大田 区においては教育課程特例校として、平成25年度から清水窪小学校が指定されている。教 育課程特例校とは、文部科学大臣が学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施す ることを認める制度である。

次に、教育研究成果の発表についてであるが、冒頭で述べたとおり、教育研究推進校2年次の研究発表が順次行われている。また、それらをまとめ、保護者や広く区民の方に公表する場としておおたの教育研究発表会が2月17日に行われた。それから、清水窪小学校においては、おおたサイエンススクール指定の中間年にあたる今年度、中間発表会が1月23日に行われたところである。教育委員の皆様には、それぞれの発表会に御出席をいただき、改めてお礼を申し上げる。

本日は、このうち清水窪小学校の研究中間発表会について簡単に御報告させていただく。出席された委員からも感想・意見をいただければ幸甚である。

当日の研究主題であるが、お手元の資料の2枚目、科学大好きな子を育てるサイエンスコミュニケーション、副題といたしまして「なぜ?」「そうか!」「やってみよう!」理科・サイエンスコミュニケーション科を通して、である。文部科学省の教科調査官、東工大の大学院教授にも御出席をいただき、公開授業の参観、その後研究発表、指導講評、ゲスト二人による講演という流れであった。

資料を1枚めくっていただき裏面を御覧いただくと、当日の研究授業の内容について掲載されている。1年生がかぜでうごくおもちゃ、2年生が音のふしぎ、3年生がこん虫の1年間、4年生がもののあたたまりかた、5年生がもののとけかた、6年生が地球というテーマであった。

授業展開としては、サイエンスコミュニケーション科単独で行ったものもあるが、サイエンスコミュニケーション科と生活科、図画・工作、国語などと合科型で行ったもの、理科の内容をサイエンスコミュニケーション科で発展させる形の発展型など、授業展開にも教科横断的な工夫が凝らされていたと思う。

内容的にも、科学的関心や科学的思考力・活用力、コミュニケーション能力を育成する 目標のもとで実験や観察などの体験的学習、個人の思考プロセスと、グループでの討議・ 発表などを通じた言語による思考力・判断力・表現力を高める工夫、ICTの効果的な活 用などが行われていた。

授業の中で、私自身が一番印象に残ったのは6年生の授業で、これからのエネルギー問題に自分や社会が取り組むべきことはというテーマ設定で、子どもたちが研究機関、政府、企業、市民に分かれて意見発表や議論する授業であった。小学校の授業としては、相当な水準の授業内容であった。

清水窪小学校の研究中間発表会の報告は以上であるが、今回、取り上げなかった教育研究推進校の授業においても、先ほども申し上げた通り新学習指導要領の考え方を具体化するために、各校の校長以下教員集団が創意工夫と試行錯誤を重ねながら、授業改善と充実に努めていることを最後につけ加えさせていただく。

ただいまの教育長の報告に、意見・質問などがあればお受けする。

○芳賀委員

私も1月23日の清水窪小学校の研究発表会に行き、今、教育長からあったように6年生の発表は大変レベルが高いと思った。しかも、必ずしも大田区学習指導要領によらなくても良いというところに関係しているであろうが、ペルチェ素子、つまり熱電発電を授業で取り上げていた。私も後で調べたのだが、温度差を与えることで電気が生じるゼーベック効果というものがあり、その素材になるのがペルチェ素子というもので、それの実験をするという。要するに、熱いところと冷たいところの金属が何かをやるとライトがつくという、とても不思議なものであった。しかし、私も帰宅後いろいろ調べたところ、現実にペルチェ素子を使用し、発電が行われているということであった。あまり知られていないが、実はこのペルチェ素子自身はもう200年ぐらい前に原理は見つかっているようで、その存在を知ることは、私にとっても非常に勉強になった。

その後の講演でもなかなか興味深い話を伺うことができた。文部科学省の初等中等教育局教育課程課教科調査官の村山先生の話で一番印象に残ったのは、子どもたちが科学を自分のこととして見ていないのではないかということで、例として挙げていたのが、地図を見るときに使用する方位磁針、北を示すものである。全国学力・学習状況調査で、方位磁針の名前はと聞かれたときには89.8%の子どもたちが正解できる。ところが、では方位磁針の使い方となると、正答率が27%に落ちてしまう。物はわかるが、それを自分で使うという発想ができていないのではないかということであった。

それで、清水窪小学校で行っているような「なぜなのだ」という興味を持たせ、それを解明していく楽しさが大事なのだという話もされており、全くそのとおりであると思った。先ほどのペルチェ素子の話も単に文章で見るのではなく、現実になぜ電気が起きるのかを目の前で示されることによる効果は非常に大きいのであろうと思った。

東工大の大学院の鈴木正昭先生も講演してくださったのだが、1982年から高校生が理科を選択で勉強するようになったことにより、今や高校生が物理を20%以下しか選択しなくなってきている。東工大は、物理と化学必修で入試問題を設定しているのだが、高校生の物理の選択率が下がることは、東工大としても非常に困るということをおっしゃっていた。そういうこともあり、今回の清水窪小学校のサイエンススクールについては東工大も一生懸命取り組んでいらっしゃるとのことであった。

東工大の中でも小・中・高生相手の教育に関係する分野の先生たちはまだしも、全くそうでない先生たちもかなり時間を割き、負担になっているところもあるようであるが、物理からみんなが遠ざかるようになっては困るという意味もあり、この取り組みには一生懸命協力していらっしゃるとおっしゃっていた。これは大変ありがたいことだと感心した。

清水窪小学校は、おそらく大田区の中でも小規模な学校だと思うが、その分、一人ひとりに手厚く教育できているのかなとも思い、このまま順調に続けていければ良いなと思って帰ってきた。

○委員長

ほかに意見はあるか。

○横川委員

途中で退席してしまったが、私も職業柄理科系の人間であり、非常に興味深く授業を拝見した。また、一時期言われた理科離れを大変心配している者の一人として、こういった 試みは大変良いのではないかと思った。特に、今、芳賀委員のおっしゃっていた6年生の 授業、これは本当にレベルが高いと思い、このような授業が小学生で行えるのだとびっく りした。

もう一つ印象に残ったのは、3年生のこん虫の1年間である。カマキリの卵、最近では 東京でもカマキリの卵なんてそんなにないが、身近にあるようなものを使い、カマキリの 卵は一つの袋の中に何匹いるのだという授業であった。実は私は子どものころカマキリの 卵を空き地でとってきて机の中に入れていたら、いつの間にか小さなカマキリが机の中か らたくさんぞろぞろ出てきて何匹いるのかと思ったことがあった。私も一生懸命聞いてし まったのだが、大体600匹ぐらい出てくるのだということを言っていた。非常に子どもの 興味をそそる形での授業であった。

非常に上手な授業のやり方だなと思い感心した。清水窪は理科であるが、ほかの分野でも、いろいろなことを、身近なものを例に挙げてやっていただくと子どもたちも大変興味が持てるのではないかと思う。先生方の努力がまだ実っているとは言わないが、その途中の過程にあるのではないか、これをまたさらに続けていただければ良いと思っている。

○尾形委員

私は今年、ほとんどの研究会に出席させてもらったが、どの学校も本当に子どもたちが 瞳を輝かせて授業を受けており、その姿に感動して帰ってきた。10校近く見て全体的に感 じたことは、その学校それぞれが子どもの実態や教師の実態をしっかり捉え、それをチー ムで克服している。

また、多くの学校が学習の決まりや家庭学習、約束事、ルール、授業の流れ、そういうものをスタンダード化して、先生方がそれをチーム一丸となって取り組んでいた。このことにより大田の子どもたちの学力が上がってきたのだと思った。

そして、どの学校も考えることは楽しい、交流活動をして高まる取組みをしていた。そのように言語活動を使って考えることを中心としてやっていた。今、言語活動の充実は現行の学習指導要領の本当に中心であり、それにあった研究をしていた。

さらに、家庭や保護者との連携である。研究発表会でも、保護者の方々が学校のため子どもたちのために関わっていただいている姿を見て、学校の先生方も努力が実を結びうれ しいのではないかなと思った。

私も仕事でいろいろな区の研究発表会に行っているが、大田区の場合は必ず教育長が出席している。そして、必ず二人の部長も来ている。他区市町村で、部長が来るというのはほとんどない。今の子どもたち、それから学校の様子をよく見て教育行政に生かしているということで、本当にありがたいなと思って参観した。

課題の1つとしては、もう少し中学校の教育研究推進指定校を増やしていただきたいということである。学校数に比例して、教育研究推進校を指定していただければありがたい

と思う。課題の2つとしては、学校支援地域本部が全て立ち上がったので、それを活用した教育研究推進校を指定できないかということである。1校ほど学校支援地域本部を活用したやり方で行ったが、もっと学校支援地域本部を活用した研究方法もあるのではないか。

○藤﨑委員

現場と行政との間をつないでいる指導課に対しての質問である。行政として文科省との 交渉で教育課程特例校として、認めていただくという動きがあると思う。例えば今回の清 水窪小学校であれば、教員の方々で、自分の好む好まざるに関わらず、また得手不得手に 関わらず、理科・サイエンススクール・サイエンスコミュニケーション、そこを中心とし て指導していくといった場合に、指導の能力や指導方法のサポートは学校に委ねられてい るのか、教諭個人に委ねられているのか。指導課として、また教育委員会として何らかの サポートとは行っているのか、もしわかれば教えていただきたい。

○指導課長

先ほど教育長が示した資料に教員研修とある。小学校理科授業力向上研修、中学校理科授業力向上研修とあり、清水窪小学校であれば小学校理科授業力向上研修である。この研修も東京工業大学の御協力をいただき、実施している。研修の会場として清水窪小学校を使うことも多々あった。清水窪小学校の教員も参加しながら、自身の指導力も特に理科に関わらず向上を図っており、サイエンススクールの充実を図っている。

○尾形委員

先ほど教育長からもあったが、2月におおたの教育研究発表会があった。先生方、それから保護者の方々、地域の方々、たくさん来ていただいた。その際に、教育委員会からおおた教育振興プランの成果の検証をしていただき、私はそれがとてもすばらしいと思った。あらゆるところでああいったものが必要なのではないかなと思った。

○委員長

ほかにないようであれば、私のほうから最後に一言。今、大田の教育発表会、研究発表の話があった。私もいろいろなところでお話を伺ったりしてきたが、地域や関係者の協力参加が大切だと思う。この間のおおたの教育研究発表会のときに、地域の方々や保護者の方々はどのぐらいおいでになっていたのか。

○指導課長

当日の参加者だが、保護者の方が75名、区民・地域の方が22名、教員が147名、計244名であった。

○委員長

各学校が、様々なところで一生懸命やっており、保護者が自分の子どもがどういった環境で教育を受けているのか、そういったものを知る機会がたくさんあると良いと思ってい

る。保護者の関心が深まれば深まるほど、子どもも含めて皆さん一生懸命やろうと、そんな気持ちにもなろうかと思う。ぜひ、地域と保護者の方々、大勢の方々がお見えになれる機会をたくさんつくっていただければありがたいと思っている。昨今は、非常に大勢の方々が見えているというのがよくわかってきたが、さらにいろいろPRしていただくと良いと思う。

それでは、この件に関して、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の説明を求める。

○教育センター所長

教育センター主催で実施しているペアレント・トレーニング、発達障害のお子さんを持つ保護者の学習会、その内容について御報告申し上げる。

発達障害のある児童の保護者を対象として、AD/HD、LD、それから自閉症の関係、そういう要素等を基準にして保護者をグループ分けし、子どもの関わり方についてグループの学習、またはグループで議論をしてもらい、それぞれのお子さんの家庭というものを受けとめながら相談していく。または、こちらのスタッフや指導員との個別相談を受けながら、我が子に対する対応の仕方について学習をするという趣旨である。

これについては、平成16年に法として発達障害者支援法が制定された。その関係で、平成19年には学校教育法の一部改正が行われているが、大田区教育センターとしては平成17年からこの学習会を立ち上げた。教育センターがいち早く事業を立ち上げた理由は、就学相談をしている嘱託医師の諸岡先生が非常にそういうことに関心をお持ちで、先生の働きかけによるものである。

お手元の資料に、参考として年度ごとの参加者の状況が出ている。今年度までは前期後期で2回。前期7回、後期7回ということでそれが一つのローテションである。1回は半日であるため、半日を7回で保護者の方は受講、グループ討論、ロールプレイングを行う。この事業は、毎年抽選となっている。

大田の発達障害の児童生徒の相談状況は後ほどまた御報告申し上げるが、その内訳について、年度末の参加人数を一番下に参考に書いてある。25年度は38名となっているが、これは辞退者が4名いたためである。その辞退者は、お子さんの状況が知的障害の関係ということで、受講なさってもいいのですよという話をし、1回目は受けたのだが、我が子の状況に合わないということから自主的に辞退されたということで、もう少しきちんと内容の説明をすればよかったのかなという反省をしている。

実施方法だが、対象は発達障害の小学生の保護者である。そのため通級指導学級に通っているお子さんの保護者を対象とするが、通常学級にいても発達障害的な傾向を示していて、子どもと親がその面の悩みを持っており受講希望があれば当然受け入れている。しかし大半は、通級指導学級に通っているお子さんの親である。

平成26年度については、一つの期を増やしⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期で3回実施し、抽選漏れが出ないようにしていきたい。希望者については全員対応していきたいという考え方である。スタッフは、前述の医師、諸岡先生である。現在は就学相談の嘱託医はおやめになったが、このペアレント・トレーニングについてはずっと関わっていただいている。それから、区の非常勤職員である臨床心理士、教育センターに配置されている非常勤の元管理職の先生、校長先生がスタッフとして対応する。応募は、各学校の全児童・生徒にチラシを配布している。

次のページに資料として、2月24日付の来年度の学校へのお願いをつけてある。チラシの中で1回から7回までの内容についても記載をし、募集を済ませている。1回目に、諸岡先生から講演していただき、発達障害の子どもに対する理解を深めるために、発達障害の特徴を理解していただく。その後、保護者の深刻な悩みの相談を受ける。私も参加する中これはかなり深刻なものとして受けとめている。

この1回から7回までの学習会の最後は、お配りした「まとめ」という資料の中で整理させてもらっている。要するに、お子さんがやってはいけない行動、許しがたい行動、減らしたい行動、それから続けさせたい行動を、我が子を振り返ってシートに書いてもらう。この学習会をしていく中で、最後には減らしたい行動や許しがたい行動というものがお子さんの中から減っていくということが、少しでも実感できることを目標としている。

大田の状況であるが、教育センター、それからスクールカウンセラーに相談している発達障害的傾向を示すお子さん、必ずしも医師の診断を受けていないため発達障害と断定するには至らないが、そういう傾向を示すお子さんで相談を受けているのは、小・中学校のスクールカウンセラーで3,044件である。教育センターで、二次障害または長期的にケアをしていかないといけないお子さん、スクールカウンセラーまたは学校から紹介を受ける、または直接親から相談を受けているのが165件である。合計すると3,209件。

文部科学省が、児童・生徒の発達障害の傾向を示す推定値というのが6.5%と公に発表している。大田区で起算すると、2,500人ぐらいになるかと思う。そうすると、今、教育センターとスクールカウンセラーが関わっている3,044人の方は6.5%を上回った形での相談を受けている。当然医師の診断がある発達障害、それから親が子どもの情緒不安定、性格、学習障害的な傾向があると思っている、こういうものを合わせた子どもの人数が今申し上げた数字である。

そういう意味では、当然、ペアレント・トレーニングを受けた保護者の方は教育相談もスクールカウンセラーの相談も受けている。場合によっては、教育センターで9年間、保護者も含めての支援をしているということもある。まだまだお子さんと保護者支援、それから学校支援というものについて取り組む必要があるケースは相当数ある。そういう意味では、ペアレント・トレーニングは、「これでよし」という状況にはない。順次、拡大しながら対応していきたい。

○大田図書館長

2月4日、火曜日、午後3時45分から開催された、大田区「花子とアン」推進委員会の 第1回会議について御報告する。本推進委員会であるが、事務局については地域振興部、 産業経済部、観光課が担当しており、本委員会では関連の御報告をさせていただく。

13人の委員で構成されており、当日は3人の方の代理出席で進めた。大田区からは区長と幸田副区長、オブザーバーとしてドラマのモデルとなった村岡花子さんのお孫さんにも御出席を賜り挨拶をいただいた。

最初の会議ということで、顔合わせの後、役員の選出が行われ、2枚目の名簿のように 委員長に大森倶楽部理事長の平林様、副委員長に大田区自治会連合会副会長の樋口様、会 計に文化振興協会理事長の遠藤様、監事に商工会議所大田支部会長の浅野様に着任いただ いた。

その他の意見交換として、資料のほうにございます「花子とアン」の出演俳優についての質問など番組に関しての情報交換。また、今後の取り組みについて、大森駅から道路に花を植えるなどしてはどうかとか、作品を読んで感想文を子どもたちに書いて発表するイベントをしたらどうか、アンをイメージして絵に描いてもらい展示するという意見、また、NHKや「赤毛のアン」、村岡様との著作権等の関係について質疑が出たところである。地元商店街の会長からは、おまんじゅうとか具体的な活動内容の提案などもあり、地域の方々の関心の高さと熱意が感じられた。

この内容については、今日の教育委員会のほかに、既に区議会のこども文教委員会、地域産業委員会でも報告させていただいた。

資料についてであるが、一つは、大田区立図書館で1月から9月まで実施していく各図書館の事業一覧である。各指定管理者が自主事業ということで、今回の「花子とアン」の放映に合わせて企画したものをまとめたものである。「赤毛のアン」に関する本の読み聞かせや朗読会、また展示などを企画している。日程順にまとめている。まだ計画段階のものもあるが、大田区「花子とアン」推進委員会の動きに合わせてバージョンアップしたり、変更などを加えながら実施していくものを考えている。

また、次のページのチラシであるが、こちらは郷土博物館が現在行っている常設展の案内である。村岡花子さんの紹介が詳細に書かれており、参考資料として添付をさせていただいた。こちらは常設展の中で、少し枠を広げて開催する。村岡家から借りたものもあることから、3月2日までの期限で少し拡充して実施しているところである。

○委員長

ただいまの教育センター所長、図書館長の報告について、意見・質問があるか。

○芳賀委員

先ほどのペアレント・トレーニングだが、今まで5年間実績を積まれていて、なかなか数値化するのが難しいのはわかっているが、どのような効果があったのか御紹介いただきたい。

○教育センター所長

今、委員からお話があったとおり、効果は、保護者の思いもあり、数値化というのは難しいものがある。平成17年から平成25年まで9年間やっている。ただ、全て満杯でやっており、360人となっているが、両親が来ているのも1と数えているため、それなりの数の親が受講して子どもとの向き合い方について心を通わせるというか、我が子を受けとめて子育て支援をしていくということについては成果があると評価している。

1回目には、我が子の現状に毎日怒ってしまって自己嫌悪に陥ったということで泣きながら話をする。それが7回にわたって必ず宿題を与える。1週間の行動の宿題を習ったポイントで対応してきてください。それをまとめてきてください。それを繰り返し7回やる。その結果、家庭が明るくなった、お父さんとお母さんが仲よくなった、夫婦仲がよくなったとかなりの確率で報告を受ける。その結果、子どもが笑うようになった。

やってはいけないことが治っているとはなかなか言い切れない。それはそうである。7回ぐらいでは治らない。しかし、繰り返しそれをやっていくということで親に精神的余裕ができ、受けとめる気持ちができた。それが学校にも影響している。学校から帰ってくると泣いて部屋に入るとかということがよく報告されるが、うまくいかなかったことを親に報告することが多くなっていると、報告の文章の中にも出てきている。数値的にどうだったかということまではつかみ切れないが、感想文の中からもその効果が読み取れる。

もう一つは、ペアレント・トレーニングを受けた保護者がグループ化している。教育センターの外で会い、お互いの悩みを共有化しているということについて、教育センターは関与していない。私自身、自主的グループ化することは大いに結構だと思っているが、グループとしてどうしなさいという話は一切していない。しかし、必ずグループ化して、昨年度の人と一緒にやりたいということも含めて、逆に要望として出てきている。そういうときにはあまり関与はしないようにしているが、グループで学習をやろうという、要するに子を受けとめる気持ちに余裕が出てくるのだろう、そう考えるとこの学習の成果は大だと思っている。

○尾形委員

子どもとの関わり方に悩んでいる保護者は多いと思う。これはとてもいい事業だと思うが、対象者が発達障害の小学生の保護者になっている。このような事業があるということを周知する方法をもっと広げたらいいのではないかと思っている。その辺はどう考えているか。

○教育センター所長

この学習会の周知は、先ほど申し上げたように学校を通して全校にチラシを配布している。そのため通常学級の子どもも申し込んできたりする場合もあるが、通常学級は受け付けない話はしていない。親や、子どもが困っているのであれば受講しても構わない。しかし、基本的には対象者は特別支援、通級指導学級に入っているお子さんの親ということを私たちは目的にしている。

今、委員がおっしゃったように、周知の方法はいろいろあると思う。また、教育センターでカウンセリングしているお子さんの親、そういうところから情報を受けてきている人もいる。そういう意味では周知の方法はいろいろある。

もう一つは、数字を申し上げた。発達障害として文科省が出している数字である。スクールカウンセラーと教育センターでケアを受けているケースがおおよそあっているのかと思う。まだまだ対象の親が多いということは重々私どもも理解している。今後どのように取り組みを拡大していくのか。希望者が増えれば、この学習会も増やしていかないといけない。医師の先生に3回やるのもやっとお願いして引き受けていただいている。スタッフの確保も日常的な相談も受けながら対応しているので、希望者が多くなってもスタッフをそろえて対応していきたいとは思っている。

○横川委員

先ほどの数の話なのだが、文科省の発表で対象者は大体6.5%ぐらいの割合でいるとのことであった。大田区だと2,500名ぐらいが計算上は考えられるが、大体3,200件余りの相談を受けているということであるが、教育センターとスクールカウンセラーとダブって相談を受けているということはないのか。

○教育センター所長

若干ある。教育センターでも相談を受けながら、スクールカウンセラーのところにもつながっている。しかし、これは必ず教育センターとスクールカウンセラーが連携をして、どちらを主体にするかを決めている。場合によっては、スクールカウンセラーはその間は基本的には休みにし、教育センターでやっていく。教育センターのほうで、ある程度親も落ちついた場合はスクールカウンセラーのほうにもう一度つなぎ直して、教育センターは終了するなど、パターンはいろいろである。場合によっては不登校でつばさに行っていればつばさのカウンセラーもいるので、そことのつなぎもしている。三つの臨床心理が関わる。そのときは必ずどちらが主体にするか、情報の共有の中で対応する。当然、親の理解を得てということになっている。

○横川委員

対象者数が増えてくれば、実施回数を増やさなくてはいけないということであるが、小児精神科医というのは数がおそらくとても少ないと思う。小児科医の中の精神科を専門にやっている先生なのだが、そんなに数がそろえられるかどうかというのが少々心配である。

○教育センター所長

委員のおっしゃるとおりである。まずは医師のスタッフにお願いするのが一番困難だと思う。先ほど言ったように、諸岡先生は、非常に積極的に法ができたときからやろうという話だったようなので、その結果、教育センターもそれを受けとめて実施した。23区の中では大田区しかやっていない。できないのである。委員がおっしゃったように。医師のスタッフがそろえられない。報酬は微々たるものであるから、恐らく先生たちの労働価値には値しないのだと思う。引き受けていただけるという先生を探すのはかなり困難である。

ですから、それが4回、5回とやり出したときにどうするか。それ以外にも嘱託医になっていただいている先生も今3人いる。嘱託して非常勤として登録されている先生、それ

以外にその都度お願いしている先生がいる。東邦医大の関係とそれ以外の先生たちも、個人でやっていらっしゃる先生たちにも御協力いただいている。その都度いろいろなつてを持ってお願いをして、就学相談も増えているので対応しきれないという意味で、昨年、先生を一人増やしてお願いしている。

○委員長

それでは、今のセンター長並びに図書館長の件に関して、承認してよろしいか。 (「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第5号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第5号議案、大田区立千鳥小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定 について、下記のとおり決定する。

- 1、異議申立人は記載のとおりである。2、決定案は別紙1のとおり。3、関係書類、
- (1) 小学校就学通知書、(2) 指定校変更申請書、(3) 指定校変更申請の審査結果について、(4) 異議申立書、(5) 指定校変更申請審査基準、こちらについては別紙で添付させていただいているので、ご一読願いたい。

4番の提案理由、上記異議申立人が平成26年2月3日付けで提起した指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出する。

資料の1番に、決定文の案がついている。異議申立人が平成26年2月3日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由、第1、異議申立ての趣旨及び理由。1、異議申立ての趣旨。本件異議申立ての趣旨は大田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が平成26年1月31日付けで異議申立人(以下「申立人」という。)に対してした、大田区立矢口西小学校(以下「矢口西小学校」という。)から大田区立千鳥小学校(以下「千鳥小学校」という。)への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2番目、異議申立ての理由。(1)申立人の子(以下「子」という。)は過去に、矢口西小学校に在籍すると思われる児童から、腕や頬をつねる、金銭を要求される等のいじめを受けたことがある。そのような行いをする児童が在籍する小学校へ入学させることを懸念して、小学校受験や、引っ越しも考えたが家庭の事情によりできなかった。(2)矢口

西小学校に入学して、当該児童からまたいじめをうけるようなことがあるのではないかという不安がある。また、それが原因で不登校になるようなことは避けたいと考えている。

- (3) 千鳥小学校は徒歩圏内のため、徒歩での通学が可能であり、また、友人もいる。
- (4) 千鳥小学校は、2学級制限で、転校生などを考慮して受入れ可能人数が65名であることは知っている。通知に同封されていた「平成26年度新入学指定校変更申請状況等」を見ると、来年度の入学予定者数が69名であれば、1学級35名で、2学級の定められた上限の70名からすると、1名入学の余地があるので指定校変更を認めてほしい。

第2が、審査庁の認定事実及び判断である。1番、認定事実。調査したところ、次の事実が認められる。(1)教育委員会は、平成25年12月17日付け、「小学校就学通知書」を子の世帯主へ送付し、子の就学校を矢口西小学校に指定した。(2)教育委員会は、千鳥小学校の新1年生の受入れについて、同学校の施設においては、学級増に対応できる教室がないことから、平成26年度については「2学級(65名)を超えた場合は抽選とする」とし、区報及び区ホームページにて周知した。(3)申立人から、平成26年1月11日付け、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理した。(4)教育委員会は、平成26年1月30日現在、千鳥小学校通学区域内児童数が受入れ可能人数である65名を超えていることから、同学校に対する指定校変更申請書については全員不許可とすることを、平成26年1月31日に決定した。(5)教育委員会は、平成26年1月31日付け、「指定校変更申請の審査結果について」を子の世帯主へ送付した。(6)申立人から、本件処遇に不服があるとして、平成26年2月3日付け異議申立書が提出され、教育委員会は、同日これを受理した。

2、判断 (1)教育委員会が行った就学通知は、学校教育法施行令第5条第1項及び 第2項に基づき、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における 就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住 所地から矢口西小学校を指定したものである。(2)千鳥小学校は、平成25年度の学級数 が、1学年及び4学年が3学級、2、3学年及び5、6学年が2学級の計14学級で編制さ れており、これ以上の学級の増に対応できる余裕教室がない状況である。新1年生につい ては、通学区域の児童のみであれば2学級を維持できる見込みであったため、指定校変更 申請による受入れを含め、2学級に制限している。(3)教育委員会は、指定校変更申請 を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は 学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可 とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」など の事由に該当する場合は、許可することができるとしている。 (4) 千鳥小学校において は、施設規模の面から受入れ可能人数を65名とし、2学級制限校としている。申立人は、 指定校変更申請理由を下校後の保護先に都合がよいこと及び友人関係としており、これは 同基準において許可することができる事由として定められている理由である。しかしなが ら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提 としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然 に認められるものではない。また、受け入れ可能人数より通学区域の入学予定者数が多い 場合は、指定校変更申請の受け入れは行わないこととしている。千鳥小学校においては、 平成26年1月30日現在、通学区域内の入学予定者が69名となっており、既に定員の65名を

超えている。(5)申立人は、通学区域内の入学予定者数が2学級の上限の70名までに1名余地があることを理由に子の入学を認めるよう求めているが、千鳥小学校への申請者は申立人以外にもおり、申請者にはそれぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、申立人に対する不許可処分の取消し、指定校変更申請を認めることは適当でない。(6)以上のとおりであるので、教育委員会が平成26年1月31日付けで行った指定校変更不許可処分に、違法・不当性はない。

3 よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を 適用して、主文のとおり決定する、ということで主文では棄却するとしている。

○委員長

ただいまの第5号議案について、意見・質問はあるか。

○藤﨑委員

内容については、ルールに基づいているということはわかる。少々気になったのが申請の内容で、友人関係ということの一言でとまっているのだが、申請の内容についてはいじめとか、そこに金銭の要求という言葉が入っている。文章に少し疑問を感じたのは、まだ小学校に入っていない幼稚園児だからである。もしかしたら兄弟がいるのかと思い、資料を見たのだが、それも見受けられない。幼稚園の段階で、頬や、つねられる云々はわかるが、金銭を要求されたことがあり、その子が同じ小学校に行くかもしれないという、少々曖昧な状況であるが、どこまで、向こうの言い分を確認しているのか。文章のみなのか、さらにその先までヒアリング等を行っているのか。

この判断について、全然異論はないし、別に相手の言っていることを疑うということではない。申立書に書いてきている向こうの言い分、その事実関係を調査しろということではなく、行政側としてヒアリングのようなものをやる必要があるかどうか、ないしは実際にやっているのかというところを確認させていただきたい。

○学務課長

一般に行政不服審査法に基づく異議申立てについては、処分庁が適正に手順を踏んで決定をしているかどうかというところだけが判断の基準となってくる。したがって、教育委員会の方針にのっとって行われた処分であるかどうかだけで判断するため、このような結果になってくる。

ただ、このような事案については、教育の観点からも非常に問題である。ただ一方で異議申立てをしたことについて学校側に知られたくないという保護者側の気持ちがある場合もあり、そういった状況があるようであれば学校に御相談くださいという一文を付して回答差し上げるという取扱いにしていきたいと考えている。

○藤﨑委員

承知した。

ほかに質問はあるか。なければ、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」との声あり)

○委員長

第5号議案について、原案どおり決定する。 次に、第6号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第6号議案、大田区立入新井第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立てに対する決定について、文章のとおり決定するというものである。異議申立人については記載のとおりである。決定案は別紙1のとおり。関係書類については、小学校就学通知書、指定校変更申請書、指定校変更申請の審査結果について、異議申立書、指定校変更申請審査基準、それぞれが別紙で添付されている。

提案理由であるが、上記異議申立人が平成26年2月7日付けで提起した指定校変更不許可決定に係る異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出する。

1枚めくっていただくと決定文の案になる。異議申立人が平成26年2月7日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由 第1、異議申立ての趣旨及び理由。1、異議申立ての趣旨。本件異議申立ての趣 旨は、大田区教育委員会が平成26年1月31日付けで異議申立人に対してした、大田区立入 新井第四小学校から大田区立入新井第二小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の 取消しを求めるというものである。2、異議申立ての理由。(1)申立人の子には、現 在、入新井第二小学校の3年生に在籍している兄がいる。また、現在、子が通っている保 育園の仲の良い友人と一緒に入新井第二小学校に通えることを楽しみにしている。 (2) 自宅の近所に、現在、入新井第二小学校の3年生と1年生に非常に仲の良い兄弟が通学し ており、子の兄とともに4人で同じ学校に通えないことは一人だけ仲間外れのようにな り、子の精神上好ましくない。また、親にとっても、学校行事等への参加が二重になり大 変な負担となる。(2)入新井第二小学校への入学を前提に新井宿児童館の学童保育の申 請をしている。入新井第四小学校内の新井宿児童館入四分室の学童保育に行くことになる と、学校が平日休みの場合は分室も休みとなるため、そのときのみ不慣れな新井宿児童館 まで通わなければならないが、同じ学年で一緒に通う子どもがいるかどうかわからず、児 童の精神的負担につながる。(3)児童の母親が精神疾患を患い通院加療中である。仕事 上の負担が増えると体調を崩すこともあるため、勤務先に配慮してもらっている状況であ ることから、児童に有事があった場合にすぐに対処できない。また、近隣住民から激しく 嫌がらせを受けており、その家庭の児童と同じ入新井第四小学校の1年生として通わせる ことは、更なる精神的苦痛が家族全員に掛かってくる。現在、入新井第二小学校を含め各 相談機関等に仕事や子育て等について相談している状態である。母親は、追いつめられる と何をするかわからない現状であり、児童も母親も、慣れた環境で過ごせることが家庭に とって最良であると考えるため、指定校変更を認めてほしい。

- 第2、当庁の認定事実及び判断。1、認定事実。調査したところ、次の事実が認められる。(1)教育委員会は、平成25年12月17日付け、「小学校就学通知書」を子の世帯主へ送付し、子の就学校を入新井第四小学校に指定した。(2)教育委員会は、入新井第二小学校の新1年生の受入れについて、同学年の施設においては、学級増に対応できる教室がないことから、平成26年度については、「3学級(95人)を超えた場合は抽選とする」とし、区報及び区ホームページにて周知した。(3)申立人から、平成26年1月11日付け、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理した。(4)教育委員会は、平成26年1月30日現在、入新井第二小学校の通学区域内児童数が受入れ可能人数である95人を超えていることから、同学校に対する指定校変更申請者については全員不許可とすることを、平成26年1月31日に決定した。(5)教育委員会は、平成26年1月31日付け、「指定校変更申請の審査結果について」を申立人へ送付した。(6)申立人から、本件処分に不服があるとして、平成26年2月7日付け、「指定校変更申請の審査結果について」を申立人へ送付した。
- (6) 甲立人から、本件処分に不服があるとして、平成26年2月7日付け、「指定校変更申請の審査結果についての異議申立書」が提出され、教育委員会は、同日これを受理した。
- 2、判断。(1)教育委員会が行った就学通知は、学校教育法施行令第5条第1項及び第2項に基づき、就学期日及び就学指定校を通知したものである。また、同通知における就学校の指定については、大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から入新井第四小学校を指定したものである。(2)入新井第二小学校は、平成25年度の学級数が、1学年から4学年が各3学級、5、6学年が各2学級の計16学級で編制されており、今後数年間は、通学区域内の入学予定児童数に増加傾向が見られる。学校の施設規模においては、各学年3学級を超える学級増に対応できる余裕教室がない状況であること、また、新1年生については、通学区域内の児童のみであれば3学級を維持できる見込みであったため、指定校変更申請による受入れについては3学級に制限している。
- (3)教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。(4)申立人は、指定校変更申請理由を兄が在籍していること及び友人関係としており、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。しかしながら、同基準は上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。また、申請者にはそれぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度や該当する事由の多少などをもって、申請者間で優劣をつけることは困難である。したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、申立人に対する不許可処分を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではない。(5)以上のとおりであるので、教育委員会が平成26年1月31日付けで行った指定校変更不許可処分に、違法・不当性はない。
- 3、よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を 適用して、主文のとおり決定する。主文については、本件異議申立てを棄却するというも のである。

ただいまの第6号議案について、質問・意見はあるか。 (「なし」との声あり)

○委員長

第6号議案について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、第6号議案について、原案どおり決定する。 これをもって、平成26年第2回教育委員会定例会を閉会する。 (午後3時13分閉会)